

物品購入等指名停止措置一覧

令和8年7月23日現在

No.	商号又は名称	本社所在地	指名停止の理由	該当事項	指名停止期間
1	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることなどを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表2-2 (独占禁止法違反行為)	令和8年1月15日から 令和9年1月14日 (12か月間)